

久留米市競争入札参加者資格審査等事務要領

(趣旨)

第1条 この要領は、久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号。以下「規則」という。）第16条第3項に定める有資格者名簿の登録について、必要な事項を定めるものとする。

(有資格者名簿)

第2条 市長は、次の各号に掲げる区分ごとに、久留米市入札参加資格について（平成24年久留米市告示第126号）に基づき審査し、3年以内の期間を定めて入札参加資格を認定する。

- (1) 建設工事
- (2) 業務委託
- (3) 物品の買入れ、製造及び不用品の売払い

2 前項で入札参加資格を有すると認定した者（以下「有資格者」という。）について、有資格者名簿を作成する。

3 有資格者名簿は、久留米市公式ホームページにて公表する。

(申請受付)

第3条 入札参加資格の認定は、公募により入札参加資格審査申請を受付けることにより行う。

2 前項の受付は、前条第1項の認定期間満了ごとに定期的に行う。

3 前項以外にも、任意の期間定めて入札参加資格を認定することができる。但し、その場合の認定期間は、前項の有資格者に合わせるものとする。

(申請要領)

第4条 市長は、入札参加資格の認定にあたって、第2条第2項の有資格者名簿の種類ごとに入札参加資格審査申請要領（以下、「申請要領」という。）を定めるものとする。

2 申請要領には、申請受付期間・方法、入札参加資格の認定期間、入札参加登録業種、第5条及び第6条に関する事項その他必要な事項を定めるものとする。

(変更の届出等)

第5条 市長は、有資格者名簿の内容に変更（第6条に規定する更新手続きに係る経営事項審査結果及び発注者別評価点を除く。）が生じたときは、その都度変更申請を受け付ける。但し、入札参加希望業種及び希望順位の変更については、期間を定めて受け付けることができる。

(年度更新手続き)

- 第6条 市長は、建設工事にあつては、複数年にわたって入札参加資格を認定する場合、各年の経営事項審査結果及び発注者別評価点を確認するために、有資格者に対し年度ごとに更新手続きを行わせることができる。
- 2 市長は、前条の手続きを行わない有資格者に対し、当該手続きが行われるまでの間、入札参加資格を停止することができる。

(入札参加資格の取消)

- 第7条 市長は、虚偽記載等の不正な手段により入札参加資格を取得したと認められる場合又は入札参加資格を有しなくなったと認められる場合には、当該有資格者の入札参加資格を取り消すことができる。
- 2 前項の規定により入札参加資格を取り消したときは、書面により通知するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成31年1月4日から施行する。

(経過措置)

- 2 建設工事の入札参加資格の認定については、平成31年3月31日までは、改正前の久留米市入札参加者資格審査等事務要領による。但し、第5条第1項(申請受付)については平成31年1月31日までとし、また入札参加資格の有効期間については、第6条第1項の規定によらず平成31年3月31日までとする。
- 3 業務委託の入札参加資格について、平成31年7月31日において入札参加資格を有する者の有効期間は、平成31年12月31日までとする。